

### ③ 歯科巡回診療に係る適切な推進

#### 第１ 基本的な考え方

歯科医療が十分に提供されていない地域等において歯科診療を適切に推進するため、地方自治体等と連携して実施する歯科巡回診療車を用いた巡回診療について、新たな評価を行う。

#### 第２ 具体的な内容

１．歯科巡回診療車を用いて巡回診療を実施した場合の評価を新設する。

(新)      地域歯科医療加算      100 点

##### [算定要件（告示）]

歯科医療提供が困難である地域等において、自治体等と連携し、歯科巡回診療車を用いて歯科診療を行った場合は、地域歯科医療加算として、100 点を所定点数に加算する。

※ 再診料についても同様。

##### [算定要件（通知）]

地域歯科医療加算については、巡回診療によらなければ住民の歯科医療の確保が困難である地域又は専門歯科医療機関が身近にない地域の患者に対して、自治体等と連携し、巡回診療実施計画を提出した保険医療機関が、歯科医療の確保を目的として行う巡回診療を評価するものであり、具体的には当該地域に居住する患者に対して、歯科ユニット等を搭載した診療車（以下「歯科巡回診療車」という。）内で歯科診療を実施した場合に加算する。なお、「自治体等と連携」とは、次に掲げるいずれかのことをいい、地域歯科医療加算を算定する場合は、イからハまでのいずれに該当するかを診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 自治体等が設置している保険医療機関が歯科巡回診療車を所有している。

ロ 都道府県の定める医療計画等の自治体の計画に基づく巡回診療である。

ハ その他イ又はロに準ずるものである。

２．巡回診療により処置等を行った場合の加算を新設する。

| 改 定 案                                                                                                                                                                                                                                      | 現 行                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| <p>【処置（通則）】<br/>[算定要件]</p> <p>10 <u>区分番号A000に掲げる初診料の注9又は区分番号A002に掲げる再診料の注7に掲げる地域歯科医療加算を算定した患者に対して、巡回診療時に処置を行った場合は、所定点数の100分の30に相当する点数を、当該処置の所定点数に加算する。ただし、通則第5号に掲げる加算を算定する場合は、この限りでない。</u></p> <p>※ <u>手術の通則、歯冠修復及び欠損補綴の通則についても同様。</u></p> | <p>【処置（通則）】<br/>[算定要件]<br/>(新設)</p> |